

小山市スマート農業機械導入補助金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、本市農業の低コスト化や規模拡大を図るため、省力化に資するスマート農業機械の導入を支援し、その普及を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 市内に住所、又は主たる事務所（事業所を含む。）を有する者
- (2) 市内において農業経営を営む者
- (3) 農業経営を継続する意思のある者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税の滞納がある者
- (2) 小山市暴力団排除条例（平成23年9月30日条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者（役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）を含む。）
- (3) 当該年度において、当該事業を活用し導入する機械等について、既に国・県等の補助事業等による補助を受けることが決定している者
- (4) 前号に掲げる者のほか、第1条の目的に照らし、補助金の交付が適当でないと市長が認める者

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるスマート農業技術の導入に要する経費とする。

- (1) 経営・生産管理システム
- (2) ロボットトラクター
- (3) 自動操舵システム
- (4) トラクター（自動操舵機能付き）
- (5) 高性能田植機（直線アシスト機能・可変施肥機能・苗量アシスト機能付き）
- (6) リモコン草刈機
- (7) 高性能コンバイン（収量等センサ・直線アシスト機能付き）
- (8) アシストスーツ
- (9) 農業用ドローン・人工衛星（サービスを含む）・無人ヘリ
- (10) 水管理システム
- (11) ほ場・施設環境モニタリング（環境制御システムを含む）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ」に掲載されている機器等または当該機器等と同等と認められるもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の1／3以内とする。ただし、補助上限額を100万円とする。

2 補助金の交付は、1事業者あたり、同一年度内に1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の定める期限までに、小山市スマート農業機械導入補助金交付申請書（様式第1号）を次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 事業費の見積書及び導入機械等のカタログ、確定申告書の写し
- (4) 営農計画書、農地台帳、農作業受託契約書の写し
- (5) 決算書の写し
- (6) 作業日報、農作業時間削減計画書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、別表1における採択基準に応じて、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否及び補助金の額を決定したときは、小山市スマート農業機械導入補助金交付決定通知書（様式第4号）又は、小山市スマート農業機械導入補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該補助金を返還すること。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - イ 目標年度において、成果目標を達成することができなかったとき。
 - ウ 法令若しくはこの要領の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
 - エ この補助金により取得した資材、機材等を市長の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったとき。
- (2) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 本市のスマート農業の普及のため、市が必要に応じて行う実地調査や成果報告会等に協力すること。

（変更申請）

第8条 申請者等は、第5条の規定による申請の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ小山市スマート農業機械導入補助金変更（中止）申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、小山市スマート農業機械導入補助金変更（中止）承認決定書（様式第7号）を申請者等に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、第6条の規定による交付決定額を上限とする。

（実績報告）

第9条 申請者等は、交付決定を受けた事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、小山市スマート農業機械導入補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、小山市スマート農業機械導入補助金交付請求書（様式第9号）を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）交付決定書の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定により、請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（状況報告）

第11条 交付決定者は、事業実施計画書に基づき補助事業の実施状況又は事業効果（生産性向上、労働環境の改善等）について、1会計年度について1回報告するものとし、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、市長の指定する期日までに、小山市スマート農業機械導入補助金実施状況報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

（帳簿及び書類の備付け）

第12条 交付決定者は、当該事業に係る財産管理台帳（様式第11号）を作成し、関係する帳簿及び書類とともに、これを備え、整備しておかななければならない。

- 2 前項の財産管理台帳並びに関係する帳簿及び書類は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から次条第2項に規定する期間（次条第1項の規定により処分する財産については承認年月日）が経過するまで保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 交付決定者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、小山市スマート農業機械導入補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
 - (2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの
 - (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの
- 2 前項の規定は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過したときは、適用しない。
- 3 この補助金により取得した資材、機材等を事業の完了によって処分した場合において、相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある

（補助金の返還等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 目標年度において、成果目標を達成することができなかつたとき。
- (3) 法令若しくはこの要領の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (4) この補助金により取得した資材、機材等を市長の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったとき。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1) 採択基準

区分	採択基準	ポイント
1	作付面積の拡大	【3年後の実経営面積を10%以上拡大】
		50%以上 5ポイント
		40%以上50%未満 4ポイント
		30%以上40%未満 3ポイント
		20%以上30%未満 2ポイント
2	労働時間の縮減	10%以上20%未満 1ポイント
		【3年後の単位面積当たりの作業時間を10%以上縮減】
		50%以上 5ポイント
		40%以上50%未満 4ポイント
		30%以上40%未満 3ポイント
3	生産性の向上	20%以上30%未満 2ポイント
		10%以上20%未満 1ポイント
		【3年後の収益or単位面積当たりの収量が10%以上増加】
		50%以上 5ポイント
		40%以上50%未満 4ポイント
4	地域農業への貢献	30%以上40%未満 3ポイント
		20%以上30%未満 2ポイント
		10%以上20%未満 1ポイント
		独自に研修会等を開催する 4ポイント
5	水稲から作付転換	市が主催する研修会等で成果を発表できる 3ポイント
		スマート農機等で収集・解析したデータを提供できる 2ポイント
		市が主催する研修会等に参加する 1ポイント
		水田において露地野菜※の作付転換に利用する 2ポイント
6	耕畜連携の取組	耕畜連携の取組に利用する 2ポイント
7	作業省力化の取組	直播栽培の取組を実施する 1ポイント
8	地域計画への参加	地域計画のうち目標地図に位置付けられている 1ポイント

※(1) 1 から 8 の合計ポイントが高い順に採択する。

(2) 合計ポイントが同点の場合、1 から 3 の合計ポイントが高い者から採択する。

(3) 採択者が全て同種の機械とならないよう採択する。

※露地野菜・・・レタス、ブロッコリー、キャベツ、たまねぎ、ねぎ、なす、ほうれんそう

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

小山市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名
電話番号

小山市スマート農業機械導入補助金交付申請書

小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第 5 条の規定により、次のとおり申請します。
なお、補助金の申請にあたり、市税の納付状況について調査することに同意します。

交付申請額	円
-------	---

添付書類

- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・誓約書（様式第 3 号）
- ・事業費の見積書及び導入機械等のカタログ、確定申告書の写し
- ・営農計画書、農地台帳、農作業受託契約書の写し
- ・決算書の写し
- ・作業日報、農作業時間削減計画書
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1. 事業概要

現状の課題			
事業の目的			
対象作物			
導入機械	名称	型式・規格	数量
事業費予算額	総事業費	補助金額	自己資金
	円	円	円
完了予定年月日	年 月 日		

2. 成果目標

	成果	現状（ 年）	目標【3年目】（ 年）
☐	面積拡大	(ha)	(ha)
☐	労働時間短縮	(時間)	(時間)
☐	収益拡大	(円)	(円)
☐	収量増加	(kg/10a)	(kg/10a)

3. 地域農業における貢献(報告会の開催等)

	実施内容	目標（ 年）
☐		(回)

様式第3号（第5条関係）

誓約書

私（当社）は、小山市スマート農業機械導入補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、下記の事項を誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 私（当社）は、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領（以下「要領」という。）第2条第1項に規定する交付対象者の要件を満たしています。
2. 私（当社）は、小山市暴力団排除条例（平成23年9月30日条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者（役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）を含む。）に該当する者ではありません。
3. 私（当社）は、当該事業を活用し導入する機械等において、国、県における補助事業等の活用をしておりません。
4. 私（当社）は、補助金の交付に関し、報告又は調査を求められた場合には、それに応じます。
5. 私（当社）は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 目標年度において、成果目標を達成することができなかったとき。
 - (3) 法令若しくは要領の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
 - (4) この補助金により取得した資材、機材等を市長の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったとき。

年 月 日

小山市長 様

誓約者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者の氏名

様式第4号（第6条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市スマート農業機械導入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった小山市スマート農業機械導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次のとおり決定したので、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領（以下「要領」という。）第6条第2項の規定により通知します。

交付決定額	円
交付の条件	(1) 次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該補助金を返還すること。 ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 イ 目標年度において、成果目標を達成することができなかったとき。 ウ 法令若しくはこの要領の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。 エ この補助金により取得した資材、機材等を市長の承認を受けて処分した場合において、相当の収入があったとき。 (2) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材、機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。 (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。 ア 補助事業の内容の変更をしようとするとき。 イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。 (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (5) 本市のスマート農業の普及のため、市が必要に応じて行う実地調査や成果報告会等に協力すること。

様式第5号（第6条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市スマート農業機械導入補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった小山市スマート農業機械導入補助金の交付については、厳正に審査を行いました結果、交付しないことを決定したので、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第6条第2項の規定により通知します。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

小山市長 様

住所（所在地）

氏名（名 称）

小山市スマート農業機械導入補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付 指令第 号で交付決定のありました小山市スマート農業機械導入補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第8条の規定により申請します。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

※ 変更・中止の具体的内容がわかる書類を添付すること。

様式第7号（第8条関係）

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市スマート農業機械導入補助金（変更・中止）承認決定書

年 月 日付で申請のあった小山市スマート農業機械導入補助金の変更・中止を承認したので、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第8条の規定により通知します。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

小山市長 様

住所（所在地）
氏名（名 称）

小山市スマート農業機械導入補助金実績報告書

年 月 日付小山市指令農第 号で交付決定通知のあった小山市スマート農業機械導入補助金について、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第9条の規定によりその事業実績を報告いたします。

1. 事業概要

	名称	型式・規格	数量
導入機械			
事業着手日	年 月 日		
事業完了日	年 月 日		
事業費決算額	総事業費	補助金額	自己資金
	円	円	円

2. 添付書類

- (1) 売買契約書の写し（又は発注したことが証明できる書類）
- (2) 納品書の写し
- (3) 請求書の写し
- (4) 領収書の写し（又は支払いをしたことが証明できる書類）
- (5) 通帳の写し
- (6) 導入写真（全景、型式・規格のわかる写真など）

様式第 9 号（第 10 条関係）

年 月 日

小山市長 様

住所（所在地）
氏名（名 称）

小山市スマート農業機械導入補助金交付請求書

金 _____ 円也

年 月 日付小山市指令農第 号で交付決定通知のあった小山市スマート農業機械導入補助金について、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第 10 条の規定により請求します。

【振込先】

金融機関名	
支店名	
ふりがな	
口座名義	
口座種別	
口座番号	

添付書類
交付決定通知書の写し

発行担当者氏名： 発行担当者連絡先：

年 月 日

小山市長 様

住所（所在地）
氏名（名 称）

小山市スマート農業機械導入補助金実施状況報告書

年 月 日付小山市指令農第 号で交付決定通知のあった小山市スマート農業機械導入補助金について、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第 11 条の規定によりその実施状況を報告いたします。

1. 成果目標

	項目	現状 (年)	目標 (年)	実績			達成率 (%)
				1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	
☐	面積拡大 (ha)						
☐	労働時間短縮 (時間)						
☐	収益拡大 (円)						
☐	収量増加 (kg/10a)						

2. 地域農業における貢献(報告会の開催等)

	実施内容	目標 (年)	実績 (年)
☐			

3. 導入の効果及び今後の展望

4. 添付書類

成果がわかる書類

様式第 11 号（第 12 条関係）

財 産 管 理 台 帳

住所（所在地）
氏名（名 称）

- 1 処分制限年月日欄は処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
- 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

様式第 12 号（第 13 条関係）

年 月 日

小山市長 様

住所（所在地）
氏名（名 称）

小山市スマート農業機械導入補助金財産処分承認申請書

年度に取得した財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供）する必要が生じたので、小山市スマート農業機械導入補助金交付要領第13条の規定により申請します。

記

1 承認申請に係る財産の概要

所在地	
構造、規格、規模等	
事業費（円）（うち補助金）	
取得年月日	

2 承認申請の理由

3 承認申請に係る事項

処分予定時期		
処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付又は担保提供）の概要	処分方法及び処分後の利用（稼働）計画	
	処分に伴う条件等	
	処分数又は処分のために必要な改造等の内容及び所要事業費	
交換により取得する財産の概要（交換の場合のみ）	所在地	
	構造、企画、規模等	
	取得予定価格及び取得方法	
	利用計画	
	交換に伴う条件等	

4 添付書類

- (1) 財産管理台帳（様式第11号）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類